

総務省法令適用事前確認手続（回答書）

平成15年2月21日

イー・アクセス株式会社  
代表取締役社長 千本 倅生 殿

総 務 大 臣

平成15年1月23日付けで照会があった件につきまして、総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年8月29日総務省訓令第197号）第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった具体的事実については、照会法令の  
適用対象となる。適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

電波法（昭和25年法律第131号）第82条第1項を準用する同法第101条においては、無線設備の機能を保護することを目的として、無線設備以外の設備（設置の許可を要する高周波利用設備を除く。）が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、総務大臣は、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることになっています。

ここでいう、「無線設備」とは、「無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備」（電波法第2条第4号）をいい、「副次的に発する電波又は高周波電流」とは、無線設備に影響を与える漏洩電波、電磁誘導、電源からの伝導妨害等によるものをいいます。

ADSLサービスにおける「設備」は、「有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備」（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第2項）であり、その「設備」が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときには、電波法第82条第1項を準用する同法第101条の規定が適用されます。

なお、電波法第101条に基づく障害除去の措置の命令に違反したときは、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（電波法第113条第9号）

本件担当

総合通信基盤局電波部電波環境課  
志賀課長補佐、土屋電磁障害係長  
電 話 （03）5253-5907  
FAX （03）5253-5914  
E-mail az999643@soumu.go.jp